

青い森しんきん子育て応援定期積金

2023年4月3日現在

1. 商品名（愛称）	・ 青い森しんきん子育て応援定期積金
2. 販売対象	・ 個人（個人事業主を含む。） ①契約時に18歳以下のお子さまを扶養されている父親・母親 ②契約時に18歳以下のお子さま（本人） ③妊娠中のお客さま ④「あおり子育て応援パスポート」を提示できる、お子さまの保護者 ※①で契約される場合は、父親・母親の確認資料は、運転免許証・健康保険証等、子供の年齢・人数の確認は、健康保険証・住民票謄本等で確認させていただきます。 ②で契約される場合の本人の確認資料は健康保険証等、兄弟姉妹の年齢・人数・続柄の確認資料は、健康保険証・住民票謄本等で確認させていただきます。 ③で契約される場合は、本人確認資料の他に母子手帳で確認させていただきます。 ④「あおり子育て応援パスポート」で確認できる子供の数は1名で、子供が複数の場合は、別途資料で確認させていただきます。
3. 取扱期間	・ 2023年4月3日（月）～ 2024年3月29日（金）
4. 契約期間	・ 1年から5年（12回から60回迄の積立）
5. 募集総額	・ 5億円（契約額）
6. 預入方法	・ 掛金3,000円以上50,000円以内（1,000円単位） ・ 一世帯の契約口数の制限はございません。 ・ 毎月一定額を定められた日に、払込みをしていただきます。
7. 払戻（受取）方法	・ 満期日以後に一括して、給付契約金を支払います。
8. 利息	（1）適用利率（利率表示場所） ・ 契約日におけるスーパー積金店頭表示金利（利回り）に、18歳以下のお子さまの人数により上乗せした利率を約定利回りとして適用します。 ①18歳以下の子供が1人の場合 … 店頭表示利回り × 2.0倍 ②18歳以下の子供が2人の場合 … 店頭表示利回り × 3.0倍 ③18歳以下の子供が3人以上の場合 … 店頭表示利回り × 5.0倍 ・ 契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 （2）給付補填金の支払方法 ・ 給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。 （3）計算方法 ・ 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
9. 税金	・ 給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※ 2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

10．中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合または満期日において掛金総額に満たない場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。
11．手数料	—
12．付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による掛込みができます。 ・個人は定期性総合口座の担保定期積金に組入れすることができます。 ※お子さま名義で総合口座の担保定期積金に組入れはできません。
13．金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
14．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0800-080-5100）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15．その他参考となるべき事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（1 年を 3 6 5 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます。）

（青い森しんきん子育て応援定期積金）